

高島市環境センターにおけるばいじん（飛灰）の
ダイオキシン類濃度に係る基準超過事案について

1 経過(前回委員会報告以降)

10月21日(火) 高島市が高島市環境センターの対策工事に着手(11月26日に完了)

10月31日(金) 大阪湾フェニックスセンターが「第3回廃棄物の受入に関する検討委員会」を開催
・搬入停止、停止解除のルール等について検討

〃 高島市において「管理運営計画」および「コンプライアンス推進指針」を策定

11月10日(火) 高島市が高島市環境センター焼却施設の定期点検を実施(12月下旬に完了予定)

11月13日(木) 県が高島市環境センターに対する第2回立入検査を実施

〔検査内容〕 工事の進捗状況および管理運営計画等の策定状況

〔検査結果〕 下記事項について高島市を指導

- ①対策工事の効果検証は、工事等に係る機器の調整を十分行った上、焼却炉の安定運転状態を確認して実施すること。また、清掃灰の処分方針を定めること。
- ②管理運営計画について、付帯する環境リスクアセスメントの作成に当たり具体的な環境リスクの洗い出しを行い、日常の維持管理によるリスク低減を図るための体制整備および訓練等を実施すること。
- ③コンプライアンス推進指針について、研修体系の整備など、具体の推進方策を組立てること。

11月18日(火) 知事が高島市環境センターを視察し、対策工事の進捗状況およびばいじん等の保管状況を確認

11月20日(木) 高島市が大阪湾フェニックスセンターに中間改善報告書を提出(県も同行。)

・高島市はこの報告書に基準超過のなかった焼却灰に係る搬入再開の要望を付記

〔焼却灰：焼却灰はガス化炉の下から排出され、ばいじんと排出工程が異なる。
また、焼却炉の供用開始以降、ダイオキシン類濃度の基準超過はない。〕

11月20日(木) 県と高島市がばいじん搬出先の地元県市(兵庫県、神戸市および尼崎市)に高島市の
21日(金) 中間改善報告書等を説明

11月21日(金) 県が一般廃棄物焼却施設を設置する市・一部事務組合担当課長会議を開催

・県から廃棄物の適正処理および施設の適正管理をより推進する仕組として「一般廃棄物焼却処理連絡協議会」の設置を提案。現在、設置に向け関係者間で調整中

一般廃棄物焼却処理連絡協議会(案)の概要

- (1) 構成 一般廃棄物焼却施設を設置する市・一部事務組合および県
- (2) 役割 ①施設の適正管理に関する情報収集および情報交換(未然防止策)
②緊急時(事故や検査結果で基準超過が判明した場合等)の対応に係る情報共有、意見交換および広域調整
- (3) 県の支援 ①基準値超過の恐れまたは基準値超過時の県によるクロスチェック
②緊急時における焼却処理の代替措置の仲介や事前協議に対する必要な広域調整等

- 11月26日(水) 高島市の中間改善報告書に対する県の意見書を大阪湾フェニックスセンターに提出
 ・この意見書の中で、当該中間改善報告書は高島市第三者調査委員会の中間報告書の内容に基づき原因究明や再発防止策が整理されたものであり、県として第2回目の立入検査を実施して、再発防止に向けての対策が適切に進められている状況を確認していることから、その内容は適正なものであると認めるとともに、高島市が中間改善報告書において要望している焼却灰の早期搬入再開についての配慮を要請。
- 12月5日(金) 高島市議会の一般質問において市環境部長が「ばいじん等の保管については、12月末には一杯になる見通しであるため、今後の動向を見極めながら、高島市環境センター屋内で適切な保管方法や対応等を検討していきたい。」と答弁。
- 12月13日(土) 高島市において「第7回第三者調査委員会」を開催
 ・高島市環境センター対策工事の完了報告および効果検証スケジュールについて審議
- 12月15日(月) 高島市が大阪湾フェニックスセンターおよびばいじん搬出先の地元県市に高島市「第16日(火) 7回第三者調査委員会」の結果等を報告(県も同行。)
- 12月19日(金) 大阪湾フェニックスセンターにおいて「第4回廃棄物の受入に関する検討委員会(最終)」が開催され、搬入停止、停止解除のルール等が決定される。

2 今後の予定

12月下旬 高島市において「第1回高島市環境センター管理運営委員会」が開催される予定。

高島市環境センター管理運営委員会の概要

- (1)構成 地元代表者2名、学識経験者2名、関係行政機関の職員2名(県循環社会推進課参事、高島環境事務所)、その他市長が必要と認める者3名
 計9名
- (2)所掌事務 高島市環境センターの管理および運営に係る協議、調整等

平成27年

1月～ 高島市において第1回(仮称)「高島市環境センター在り方検討委員会」および「第8回第三者調査委員会」が開催される予定。

3 今後の対応

(1) 高島市に対して

高島市環境センターの対策工事完了を受け、今後、高島市の第三者調査委員会で工事等の効果検証が行われることから、その後、直ちに県による第3回目の立入検査を実施して効果を検証するとともに第2回立入検査結果における指導への対応状況等を確認する。

(2) 大阪湾フェニックスセンター等関係機関に対して

本県の指導状況、上記立入検査結果および高島市における取組状況・検証結果状況等について、高島市とともに大阪湾フェニックスセンターおよびばいじん搬出先の地元県市に説明を行った上、大阪湾フェニックスセンターの定める搬入停止解除のルールに従いながら、早期に搬入再開が実現するように取り組んでいく。